

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 マイクロバス等貸出車両管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の振興のための自主的な社会参加の促進及び社会福祉活動の円滑な推進を図るため、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が所有するマイクロバス等貸出車両（以下「貸出車両」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 貸出車両を利用できるものは、運転者を確保できる市内の団体等で、次の各号のいずれかに該当するものとする

- (1) おおむね65歳以上の者で構成する団体
- (2) 障害者（児）が組織する団体
- (3) 母子家庭等で組織する団体
- (4) 協議会に登録されているボランティア団体
- (5) 福祉施設及び福祉団体
- (6) その他会長が特に適当と認めた団体

(使用の範囲)

第3条 貸出車両は、前条に掲げる団体等が次の各号のいずれかの目的のために使用するときに貸出する。

- (1) 教養研修に関すること。
- (2) 健康及びレクリエーションに関すること。
- (3) 地域活動の推進に関すること。
- (4) その他福祉の向上に必要と認められること。

(使用申請)

第4条 貸出車両を使用しようとする団体等(以下「申請者」という。)は、貸出車両使用申請書(別記様式第1号)、貸出車両行程表(別記様式第2号)及び貸出車両乗車名簿(別記様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2 申請期間は、使用日の3か月前の日から7日前の日までの間とする。

(使用の決定)

第5条 会長は、前条の使用申請書等の提出があったときは、内容を審査の上、使用の可否を決定し、その結果を貸出車両使用承認・不承認通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用申請の変更又は取消しをするときは、速やかに会長に届け出なければならない。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を変更又は取消すことができる。

- (1) 車両の故障等運行に支障があるとき。
- (2) 災害等により運行上支障があると認められるとき。
- (3) 承認条件に違反したとき。
- (4) その他会長が貸出車両管理運行上必要と判断したとき。

(使用の制限)

第7条 貸出車両の使用は、会長が特に必要と認めた場合を除き、次に定めるところによる。

- (1) 走行距離は、次条第2項に定める時間内の往復300キロメートル以内とする。
- (2) 乗車人員は、乗車定員の半数以上とする。

(3) 1回の使用につき、貸出車両は2台までとする。

(4) 1団体の利用については、年4回までとする。

(利用できない日及び貸出時間)

第8条 貸出車両を利用することができない日は、次に掲げる日とする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 車検期間及び定期点検日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 貸出車両の貸出時間は、特別の場合を除き、午前8時30分から午後5時までとし、日帰りとする。

3 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(責任者の添乗)

第9条 使用者は、添乗責任者を1人以上定め、添乗させなければならない。

2 添乗責任者は、交通事故等の非常事態が生じた場合は、運転者に協力して法令に基づく臨機応変の措置行うものとする。

(介護者の添乗)

第10条 車椅子を使用する者が貸出車両を利用する場合は、介護者を同乗させなければならない。

(鍵の受け渡し)

第11条 貸出車両の鍵の受け渡しは、利用時間が協議会の執務時間にあつては協議会の事務所において行うものとする。

2 それ以外の時間にあつては、前日に協議会の事務所において行うものとする。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、貸出車両を善良な管理者としての注意をもって、管理し、使用について運行上の安全及び交通事故発生防止のため、最大限の注意を払わなければならない。

2 使用者は、貸出車両の利用中の車両管理について、全責任を負うものとする。

3 使用者は、貸出車両を利用目的以外の用途に使用し、又は営利を目的とした利用をしてはならない。

4 使用者は、貸出車両を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(実費負担)

第13条 貸出車両の利用料金は無料とする。ただし、燃料代、有料道路通行料、駐車場代及びその他運行上において有料施設等を利用した場合の経費は、使用者が負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、貸出車両を使用者の過失により破損等をさせた場合及び貸出車両の運行により事故を生じた場合は、使用者の責任において損害賠償しなければならない。ただし、協議会が加入する当該貸出車両に係る自動車損害賠償保険等各種保険等の対応について、相談することができる。

2 使用者は、貸出車両の利用又は管理により、第三者に損害を与えたときは、誠意をもって示談交渉を行わなければならない。

(事故の処理)

第15条 貸出車両に事故等が生じた場合は、協議会安全運転管理及び協議会車両管理規程に定める自動車事故報告書により速やかに会長に報告し、その指示に従うものとする。この場合において、「所属長」とあるのは、「申請者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会マイクロバス「ホクホク号」運行要綱（平成13年7月10日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。